

MVNO フィルタリングサービス利用規約 (子供バック)

第1章 総則

第1条 (MVNO フィルタリングサービス)

株式会社愛媛 CATV (以下「当社」といいます。)と当社の契約事業者である株式会社アイテム (以下「アイテム」といいます。)はフィルタリングサービス規約 (以下「本規約」といいます。)を定め、ソースネクスト株式会社 (以下「ソースネクスト」といいます。)が提供する別表 (フィルタリングソフト) 記載のフィルタリングソフトを含む11タイトルのアプリケーションソフトウェアをフィルタリングサービス (以下「本サービス」といいます。)として提供します。

第2条 (本約款の変更)

当社は、本規約 (別表を含みます。以下同じとします。)を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
本製品	当社が販売権及び公衆送信権 (送信可能化権を含む。以下同じとします。)を有する別表記載のアプリケーションソフトウェア (付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。)の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を手または利用するために必要な ID 及びパスワード等のデータ

第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの提供方法)

- 当社は所定の方法により本契約者に対し、本製品のダウンロード用 URL とともに、シリアルコードを交付します。
- 本製品の使用権は、前項にしたがって本契約者に本製品のダウンロード用 URL およびシリアルコードが交付された時点で本契約者に移転するものとします。
- 本契約者は本製品のダウンロードまたはインストールする前にソースネクストに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとします。

第3章 契約

第5条 (契約の単位)

当社は、利用端末1台につき、一本契約を締結するものとします。

第6条 (契約の方法)

本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きにしたがって申し出るものとします。

第7条 (契約の成立)

- 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 本サービスを提供することが著しく困難なとき。

- 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
- その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条 (本サービスの利用開始日)

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日 (以下「利用開始日」といいます。)とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条 (契約内容の変更)

- 本契約者は、第6条 (契約の方法) による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条 (契約の成立) に準じて取り扱います。

第10条 (権利譲渡の禁止)

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条 (本契約者の地位の承継)

- 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条 (本契約者の氏名等の変更の届け出)

- 本契約者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに弊社に届け出るものとします。
- 前項による変更があったにもかかわらず当社に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 第1項による届出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第13条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別表 (料金表) に定めるところによります。

第14条 (利用料金の支払義務)

- 本契約者は、別表 (料金表) に定める月額利用料金 (以下「利用料」といいます。以下この条において同じとします。)の支払を要します。なお、利用料は利用開始日の翌月から発生するものとします。
- 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利

MVNO フィルタリングサービス利用規約 (子供バック)

料金の支払を要します。

- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第 15 条 (割増金)

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第 16 条 (遅延損害金)

- 1 本契約者は、利用料その他約款に基づく支払いを遅延した場合は、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。
- 2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。

第 17 条 (利用料の支払)

- 1 本契約者は、本サービスの利用料を支払うものとします。
- 2 第 14 条 (利用料金の支払義務) により別表 (料金表) に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 5 章 本サービス提供の終了等

第 18 条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急上やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条 (本契約者が行う契約解除)

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の一ヶ月前までに当社所定の方法により届け出るものとします。

第 20 条 (当社が行う契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
- (4) 当社に損害を与えたとき。
- (5) 第 18 条 (本サービス提供の終了) 第 1 項に定めるとき。

第 6 章 個人情報の取扱

第 21 条 (個人情報の取扱)

- 1 本契約者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意するものとします。

2 本契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意するものとします。

3 当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

4 当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用します。本契約者および利用者は上記利用目的に同意するものとします。

第 7 章 損害賠償

第 22 条 (損害賠償)

当社およびアイテムは、本契約者が本サービスの提供に関して損害を被った場合、何ら責任を負いません。

第 8 章 雑則

第 23 条 (法令に定める事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 24 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 25 条 (紛争の解決)

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

第 26 条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と本契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に務めるものとします。

附則 (実施期日)

第 27 条 本規約は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

別表

(契約事業者)

社名：株式会社アイテム

所在地：大阪府大阪市西区新町 1 丁目 3 番 2 3 号

URL：https://ns.i-tem.co.jp/

(フィルタリングソフト)

製品名称：子供/青少年安心バック (Android 対応、ios 非対応)

(料金表)

品目	料金	備考
子供バック	200円＋税/月	